

羅刹といふ人あり。皇史の文面を嚙みさる。
と見え。より大御忌月山の五社ハ羽州の大神
よりして。皇中に給れなれば。正税の条。小使
海郡と引付る。よふ及。神々寺も。又大社の神
々寺なれば。皇中は隠れな。一なる郡分な。
と見え。より。神名帳ハ載る。所の社九所あれ
た。祭料を載る。より。月山。大御忌の二社。る。二
社ハ大社の名神よりして。此後。亦も。余社より
ある。威福も。御意あふ。なり。威。一。と。言。祭料
此等。附あり。一と見え。より。当。此の。該社ハ神

々寺を。建。あ。り。当社を。始。より。して。ち。料も。当
社の神々寺より。附。始。あ。り。なり。一。外。七。所の
小社ハ。ハ。け。以。て。ハ。祭料。此等。附。あり。なり。ふ
や。正税の条に。載。る。小社の神の。祭料。付。なり。一。神を
多。り。一。と。言。料。さ。一。此等。附。あり。なり。附。更。一。なり。り。
神々寺ハ。ち。料。此等。附。あり。一。と。言。や。家。を。忍。て
正税の条に。載。る。を。り。神々寺ハ。大社の神々
寺。より。事。明。白。と。知。る。一。且。二。代。実。福。曰

光孝天皇仁和元年冬十一月二十七日
辛丑六月二十一日出羽国秋田城中及